

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境30-⑦)

施策名	目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策含む）					
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況（百万円）	当初予算（a）	2,307	2,189	2,294	2,301
	補正予算（b）	0	0	0	-	
	繰越し等（c）	0	0	0		
	合計（a+b+c）	2,307	2,189	2,294		
執行額（百万円）	2,196	2,088	2,207			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ○自動車NOx・PM総量削減基本方針（平成23年3月25日閣議決定）					

測定指標	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	別紙のとおり			集計中	100		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	別紙のとおり			集計中	100		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	別紙のとおり			集計中	100		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	我が国の降水中pHの加重平均値	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
-		4.71	4.78	4.84	4.84	集計中	5.6		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合。（%）	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
	-	100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標	-	-	-	-	100	100	-		
全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率（%）	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
	-	100	100	100	100	集計中	100		
年度ごとの目標	-	100	100	100	100	-	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) ○全国の環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いが、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率は近年改善傾向がみられる。その他の大気汚染物質については、概ね高い達成率で横ばいになっている。 ○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の平成29年度の環境基準達成率は、一般局で100%、自排局で99.5%（平成28年度達成率：一般局100%、自排局：99.5%）であり、近年達成又はほぼ達成となっている。また、浮遊粒子状物質の平成29年度の環境基準達成率は、前年度と同様、一般局、自排局ともに100%であり、近年達成又はほぼ達成となっている。 ○建築物解体現場等50地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。 ○全国の継続測定139地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。 ○我が国の降水のpHは依然4.7~4.9の間で推移しており、引き続き酸性化した状態にある。

評価結果	施策の分析	<p>○平成29年度における光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局、自排局ともに0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている。一方、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度域の光化学オキシダントの改善が示唆されている。</p> <p>○平成29年度におけるPM2.5の環境基準達成率は、一般局で89.9%、自排局で86.2%（平成28年度 一般局：88.7%、自排局：88.3%）であった。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。</p> <p>○降水のpHの平均値は依然目標値に届かないため、継続的に生態系への影響も含めモニタリングを実施していく。</p> <p>○アスベスト大気濃度調査については、いずれの地点でも石綿濃度が目標値の10本/L未満であった。今後も引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>○光化学オキシダントについては、「光化学オキシダント調査検討会」が平成29年3月に取りまとめた報告書において、原因物質であるNOxとVOCの排出量比を十分に考慮して両者を削減する必要性が示唆されたことなどを踏まえ、引き続き、原因物質の排出抑制対策を進めていく。</p> <p>○PM2.5については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ（平成27年3月）を踏まえ、PM2.5の原因物質である各種の大気汚染物質について、排出抑制対策の強化を検討・実施するとともに、総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に引き続き取り組み、その進捗状況に応じて追加的な対策を検討していく。</p> <p>○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大気汚染物質については、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持していく。</p> <p>○酸性雨については、酸性雨の状況及びその影響を把握し、悪影響の未然防止に努める。</p> <p>○アスベストについては、引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○国内のPM2.5対策については、平成27年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において中間取りまとめが行われた。</p> <p>○平成29年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、総量削減基本方針の中間目標の達成状況及び施策進捗状況の点検評価（中間レビュー）取りまとめが行われた。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○各年度 大気汚染状況報告書（環境省）</p> <p>○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画（環境省 平成14年3月策定・31年3月改訂）</p>				
担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名 （※記入は任意）	関谷 毅史 （総務課長・自動車環境対策課長） 酒井 雅彦（環境管理技術室長） 神谷 洋一（大気環境課長）	政策評価実施時期	平成31年8月

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう(SO₂) エ. 二酸化窒素(NO₂) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
 イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(Ox) ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント(Ox) オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	目標年	目標値	
①ア	99.7	99.7	99.6	99.9	100	99.8	-	100	
	イ	100	100	100	100	100	-	100	
	ウ	99.7	97.3	99.7	99.6	100	99.8	-	100
	エ	100	100	100	100	100	100	-	100
	オ	0.4	0.3	0	0	0.1	0	-	100
	カ	100	99.8	100	100	99.8	100	-	100
	キ	100	100	100	100	100	100	-	100
	ク	100	100	100	100	100	100	-	100
	ケ	100	100	100	100	100	100	-	100
	コ	43.3	16.1	37.8	74.5	88.7	89.9	-	100
②ア	99.3	99	99.5	99.8	99.7	99.7	-	100	
	イ	99.7	94.7	100	99.7	100	100	-	100
	ウ	0	0	3.6	0	0	0	-	100
	エ	100	100	100	100	100	100	-	100
	オ	100	100	100	100	100	100	-	100
	カ	33.3	13.3	25.8	58.4	88.3	86.2	-	100
③ア	98.6	98.6	99.1	99.5	99.5	99.5	-	100	
	イ	100	92.3	100	99.5	100	100	-	100

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-8)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全				
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全				
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	132	150	154	182
	補正予算(b)	0	0	0	-
	繰越し等(c)	0	0	0	
合計(a+b+c)	132	150	154		
執行額(百万円)	128	153	149		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)				

測定指標	騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	83.7	85.7	85.7	89.7	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	△
		-	93.2	93.6	93.9	93.9	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	76.0	79.8	79.5	80.5	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	51.8	53.5	50.1	56.2	集計中	100	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	振動に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-
-		3,180	3,011	3,252	3,229	集計中	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-	
	-	13,136	12,959	12,624	12,025	集計中	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-	
	-	1,400	1,300	1,150	1,200	3,000	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-	
	-	-	-	-	24	24	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

		<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、平成29年度の環境基準の達成状況は89.7%となっている。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準について、道路に面する地域における平成29年度の環境基準の達成状況は、93.9%となっている。</p> <p>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年緩やかな改善傾向にあり、平成29年度の環境基準達成状況は80.5%となっている。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は横ばい傾向にあり、平成29年度の環境基準達成状況は56.2%となっている。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあり、平成29年度は前年よりやや減少した。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少している。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、熱中症予防情報サイトのアクセス数は平成30年度が酷暑であったため、前年より大幅に増加した。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、前年度と同様となっている。</p>
	<p>評価結果</p>	<p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、緩やかに改善しており、平成29年度の89.7%は過去最高の達成状況となっている。引き続き目標達成に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準の達成率は、平成29年度は約94%であるが、目標達成に向け、引き続き今後の傾向について注視していく必要がある。</p> <p>○航空機騒音についての環境基準達成率は、民間空港で80.3%、自衛隊等専用の飛行場（共用空港を含む）で80.7%であり、近年、緩やかに改善している。特に自衛隊等専用の飛行場（共用空港を含む）が改善傾向にあるが、運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○新幹線鉄道騒音の環境基準達成率は、56.2%であり、近年、横ばい傾向である。これは、発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことが考えられることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあるものの、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少しているものの、典型7公害の中で上位の件数になっているため、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、令和元年中に活用手法について検討を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、サイトのアクセス数は平成30年度の酷暑により一時的に急増したものの、前年度まではほぼ横ばい傾向である。また、暑さ指数（WBGT）の認知度として、平成30年度に実施した意識調査では、どのような指標か説明できる人は約7%で、聞いたことがある程度の人も合わせると約53%という結果が出ている。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、引き続き測定結果を関係機関に提供する必要がある。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>○騒音に係る環境基準については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○自動車騒音については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○航空機騒音については、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、引き続き測定を継続し、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○振動に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、令和元年中に活用手法について検討を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、引き続き熱中症予防情報サイトのアクセス数の向上に努めていく。また、サイトのアクセス数は酷暑により大きく増減することや、各省一丸となって対策に取り組む際の基礎として、今後、暑さ指数（WBGT）の認知度を新たな指標として検討するため、平成30年度に実施した意識調査の結果のような基礎データを収集していく。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、2020年度まで引き続き測定結果を関係機関に提供する。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>「騒音・低周波音問題への対応及び実態調査検討会」、「鉄道騒音の評価に係る検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「航空機騒音測定・評価方法検討会」、「新幹線鉄道騒音の評価に関する検討会」等を開催し、学識経験者を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。</p>
	<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>各年度 騒音規制法施行状況調査（環境省）</p> <p>各年度 振動規制法施行状況調査（環境省）</p> <p>各年度 悪臭防止法施行状況調査（環境省）</p> <p>各年度 自動車交通騒音実態調査報告（環境省）</p>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度 騒音規制法施行状況調査（環境省）</p> <p>各年度 振動規制法施行状況調査（環境省）</p> <p>各年度 悪臭防止法施行状況調査（環境省）</p> <p>各年度 自動車交通騒音実態調査報告（環境省）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p> <p>大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>東 利博（大気生活環境室長） 酒井 雅彦（環境管理技術室長） 関谷 毅史（自動車環境対策課長）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年 8月</p>
--	----------------------------	--	-----------------	----------------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-9)

施策名	目標3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,703	2,911	2,716	5,558
		補正予算(b)	2,700	2,709	3,099	-
		繰越し等(c)	▲50	▲58	▲362	
		合計(a+b+c)	5,353	5,562	5,453	
執行額(百万円)	5,132	5,404	5,242			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） 水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定） 瀬戸内海環境保全基本計画（平成27年2月27日閣議決定） 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針（令和元年5月31日閣議決定）					

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目）（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	99.1	99.1	99.2	99.2	集計中	100%	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	2 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		(河川)	93.9	95.8	95.2	94.0	集計中	100%	
		(湖沼)	55.6	58.7	56.7	53.2	集計中	100%	
		(海域)	79.1	81.1	79.8	78.6	集計中	100%	
		全体	89.1	90.3	90.3	89.0	集計中	100%	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
	3 地下水における水質環境基準の達成率（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	93.8	94.2	93.9	94.5	集計中	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	別紙の通り					100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	基準値	実績値					目標値	達成
年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
-		93.1	82.4	93.1	100	集計中	100%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量（万トン）	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
	180以下	102	64	59	12	集計中	180以下		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(29年度)は99.2%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。 ○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成29年度)については、河川は94.0%、湖沼は53.2%、海域は78.6%、全体89.0%であり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼については依然として達成率が低い状況にある。 ○地下水の環境基準達成率(平成29年度)は94.5%と概ね目標値に近い。 ○閉鎖性海域における窒素及びりん等の環境基準達成率(平成29年度)は、東京湾66.7%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。 ○赤潮発生件数については、人為的な要因によらず発生することもあり、発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期(例えば瀬戸内海では昭和51年度に299件発生)に比較すれば減少している(瀬戸内海では平成29年度に71件発生)。 ○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、平成29年度は目標値の100%を達成した。 ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については減少傾向にあり、平成29年度も目標を達成した。</p>		
	<p>施策の分析</p> <p>○健康項目(27項目)については、ほぼ全国的に環境基準を達成している状況。 ○生活環境項目(BOD/COD)については、全体としては流域からの負荷削減の取り組み等により観測当初と比べ改善の傾向にあるが、湖沼や閉鎖性海域では達成率は十分ではない状況。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る必要がある。 ○地下水における水質環境基準は、全国的にほぼ目標を達成している。環境基準の超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等については超過率の低下傾向が確認されているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。 ○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で達成率が低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。 なお、夏季を中心に一部の地域では継続的に赤潮の発生が見られ、一方、一部地域では冬季の栄養塩類の減少と大型珪藻との栄養塩類を巡る競合に伴うノリ等の色落ちが発生しているなど、季節や地域によって水質を取り巻く環境や問題が異なっていることにも留意する必要がある。 ○地盤沈下については、近年では全国的に沈下量が減少傾向にあり、平成29年度には目標を達成したが、計測場所や計測年度は毎年異なるため、今後も引き続き目標達成を継続していくことが必要である。 ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、近年大幅に減少し、目標を達成しているが、引き続き目標達成を継続していくことが必要である。 ○海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法(平成21年7月公布・施行)に基づく基本的な方針(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、関係省庁会議の開催等により政府一体となった取組を推進した。具体的には、関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や吸着しているPCB等に係る実態把握のための調査・研究を進めるとともに、TEMM(日中韓三カ国環境大臣会合。第20回:平成30年6月)などを通じた国際的連携・協力を図った。今後も引き続き取組を進めていく必要がある。</p>		
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>○環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、引き続きその達成率の把握により水環境の状況を把握する。 ○公共用水域における健康項目及び生活環境項目については、達成率の向上を図るため、引き続き各種施策を推進する。また、平成28年に生活環境項目の環境基準として設定された底層溶存酸素量については、類型指定の検討を進めていくとともに、水域における底層溶存酸素量の改善を推進していく。 ○地下水については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。特に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、過剰施肥等による窒素の供給源対策等を推進するガイドラインの策定に向けて、関係機関と連携して調査・検討を行う。 ○閉鎖性海域における水質環境については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。 ○地盤沈下対策については、引き続き測定を継続し、目標値達成の維持に努めていく。 ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、削減の取組を継続するとともに、目標の見直しを行う。 ○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、回収処理・発生抑制、実態把握のための調査研究、国際連携等の取組を推進する。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p> <p>○中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく取組状況について審議を行った。 ○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。 ○法に基づく海岸漂着物対策専門家会議において、平成30年6月の海岸漂着物処理推進法改正を踏まえた基本的な方針の変更について議論し、必要な対応について、検討を行った。</p>			
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> <p>公共用水域水質測定結果(環境省)、地下水質測定結果(環境省)、全国の地盤沈下地域の概況(環境省)</p>			
<p>担当部局名</p> <p>水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>筒井 誠二(水環境課長) 堀上 勝(地下水・地盤環境室長) 中野 哲哉(閉鎖性海域対策室長) 中里 靖(海洋環境室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p> <p>平成30年8月</p>

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-10)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全								
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。</p>								
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。								
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度				
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	288	291	314	315			
		補正予算(b)	0	0	0	0			
		繰越し等(c)	0	0	0				
		合計(a+b+c)	288	291	314				
執行額(百万円)	267	266	286						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)								
測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	74.5	91.5	89.3	86.1	集計中	100	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
-		83.3	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり						
		(判断根拠)	<p>○施行状況調査の結果、土壤汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における指示措置の実施率は約86%(平成29年度末)となっている。</p> <p>なお、指示措置の実施率の算出に用いる指示措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が完了しており、達成率は100%となった。</p>						
	施策の分析	<p>○市街地土壤汚染対策については、土壤汚染対策法が適切に運用され、土壤汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壤汚染対策を確実に実施していくことが重要である。なお、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日に施行されたところ。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に進められるよう、支援が必要である。</p> <p>○生活環境等の保全に係るリスク管理については、土壤汚染対策での生活環境、生態系への影響を把握し、必要な対応を講ずる必要がある。</p>							
次期目標等への反映の方向性	<p>○市街地土壤汚染対策については、土壤汚染対策法に基づき、引き続き環境リスクの適切な管理を確保を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策については、引き続き都道府県が指定するダイオキシン類対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○生活環境等の保全に係るリスク管理については、引き続き土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討を進める。</p>								
学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会において、平成29年5月に公布された土壤汚染対策法の改正に伴う政省令事項を中心に議論が行われ、平成30年4月に中央環境審議会より「今後の土壤汚染対策の在り方について(第二次答申)」が答申されたところ。第二次答申を踏まえ、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令等を平成30年9月に、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等を平成31年1月に公布し、同年4月に施行された。								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省)</p> <p>各年度 土壤汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省)</p> <p>各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)</p> <p>平成30年度 汚染土壤の処理等に関する検討調査業務(環境省)</p> <p>平成30年度 生活環境等の保全に係るリスク管理検討調査業務(環境省)</p>								
担当部局名	土壤環境課	作成責任者名	堀上 勝 (土壤環境課長)	政策評価実施時期	令和2年8月				

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-11)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水産基準）を設定する。				
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産基準が未設定の農薬について、平成32年度までに全ての基準を設定する。				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況（百万円）				
	当初予算（a）	158	147	147	162
	補正予算（b）	0	0	0	0
	繰越し等（c）	0	0	0	
合計（a+b+c）	158	147	147		
執行額（百万円）	147	142	148		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）				

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量（g-TEQ/年）	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
		-	119	116	112	103	-	-	
		年度ごとの目標値	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下		
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率（%）	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		大気	100	100	100	100	-	100	
		公共用水域（水質）	98.6	98.5	98.6	98.5	-	100	
		公共用水域（底質）	99.8	99.8	99.6	99.7	-	100	
		地下水質	100	100	99.6	100	-	100	
		土壌	100	100	100	100	-	100	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-			
	3 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬数（累計）	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	32年度	○
		-	386	413	477	509	539	590	
		359	436	466	507	539			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり （判断根拠） ○平成29年度のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、当面の間の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成29年度の全国の環境調査結果では、大気・土壌・地下水質は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水産基準について、平成30年度の目標値を達成できている。
	施策の分析	○ダイオキシン類総排出量は目標を達成するとともに、減少の一途を辿っている。引き続きモニタリングを実施する必要がある。 ○ダイオキシン類の事業分野別排出量は、ほぼ目標達成に至っているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。 ○水産動植物の被害防止に係る農薬対策については、目標達成に向けて着実に進んでいるが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続き、農薬取締法に基づく水産基準の迅速かつ的確な設定を推進する。 ○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水産動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った（平成30年度）。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー） 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果
---------------------------	---

担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 （※記入は任意）	神谷 洋一（ダイオキシン対策室長） 浜谷 直史（農薬環境管理室長）	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------------------	--------------------	--------------------------------------	----------	---------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-12)

施策名	目標 3-6 東日本大震災への対応 (環境モニタリング調査)					
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。					
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	751	539	537	509
		補正予算 (b)	0	0	0	-
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	751	539	537	
執行額 (百万円)	572	428	427			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画 (平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数 (回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
		-	50	53	53	54	55	-	
	年度ごとの目標値		/	50	53	53	53	55	/
	2 地下水放射性物質モニタリング調査結果の公表回数 (回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
		-	4	4	4	4	4	4	
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数 (回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
		-	1	1	1	1	1	1	
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	4 アスベスト大気濃度モニタリング調査において、10本/Lを超えて石綿が検出された地点 (延べ) 数のうち、迅速かつ適切に自治体による事業者等への改善指導が行われた (延べ) 地点数の割合。 (%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
		-	-	100	100	100	100	-	
	年度ごとの目標値		/	-	100	100	100	100	/

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 公共用水域や地下水、被災影響海域における海洋環境関連の放射性物質モニタリング調査等、及びアスベスト大気濃度調査等の定期的な実施により、目標通り汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。
	施策の分析	○当該施策については、政府の「総合モニタリング計画」等に基づいて平成24年度から継続的に実施しており、平成30年度においては公共用水域602地点、地下水369地点、被災影響海域38地点、アスベスト大気濃度は16地点でモニタリングを実施している。引き続き着実にモニタリングを実施していく必要がある。 ○公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数については、定期的に放射性物質を調査し、速やかに公表していく必要がある。 ○地下水放射性物質モニタリングや被災影響海域における海洋環境関連モニタリングの調査結果については、毎年度所定の回数を公表しており、引き続き公表を行っていく必要がある。 ○アスベスト大気濃度モニタリング調査については、結果として平成26年度以降に10本/Lを超えて石綿が検出された地点はなかったが、本施策では被災地における石綿飛散状況を把握するとともに、飛散が見られた場合には適切に改善指導が行われる体制を整えており、モニタリング調査を継続することにより、引き続き国民の不安解消と復旧復興の目的に寄与することが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	○今後も引き続き、被災地住民をはじめとする国民の不安解消のために、公共用水域や地下水の放射性物質モニタリング調査を推進していく。 ○アスベスト大気濃度を的確に把握し、広く国民へ提供するとともに、飛散がみられた場合に適切な改善指導が行われることは国民の不安解消と復旧・復興に資するものと考えられることから、次期目標も同様の方向とする。 ○被災地地域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資するため、引き続き調査結果を公表する。

学識経験を有する者の知見の活用	水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域における放射性物質モニタリング測定結果 (環境省HP) 地下水質のモニタリング調査における放射性物質濃度の測定結果について (環境省HP) 被災地における海洋環境モニタリング調査結果の公表について (環境省HP) 東日本大震災アスベスト対策合同会議 (環境省HP) 被災地におけるアスベスト大気濃度調査結果について (環境省HP)
---------------------------	--

担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷 洋一 (大気環境課長) 筒井 誠二 (水環境課長) 堀上 勝 (地下水・地盤環境室長) 中里 晴 (海洋環境室長)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-------------------------------------	--------------------	---	----------	--------